

1. 定期検査

初めて船舶を航行させるとき、又は船舶検査証書の有効期間が終了したときに行う船舶の構造、機関、設備等の全般に関する詳細な検査。

定期検査に合格すると、船舶検査証書が発行される。

船舶検査証書の有効期間は、船舶の総トン数や用途によって5年又は6年となっている。

2. 中間検査

定期検査と定期検査との間に行う船舶の構造、機関、設備等の全般に関する比較的簡易な検査。

中間検査には、第一種、第二種及び第三種中間検査の区分があり、船舶の総トン数や用途により検査内容が異なる。

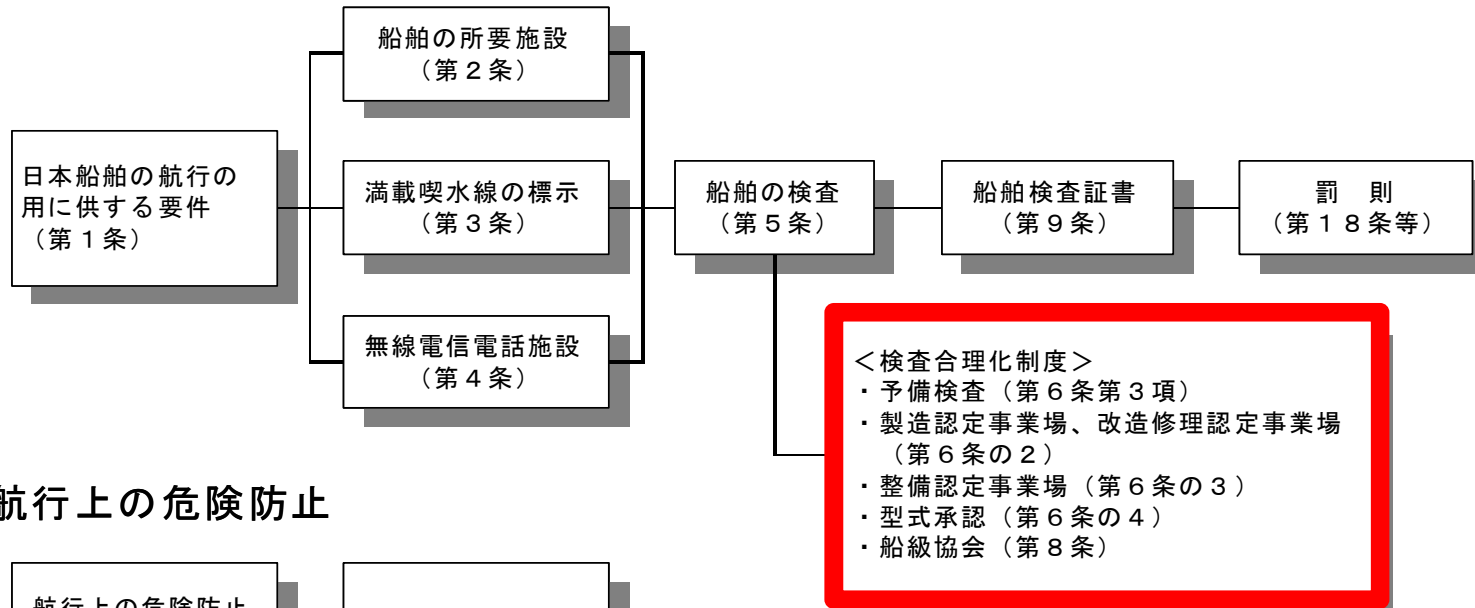
3. 臨時検査

安全性に影響のある改造、海難事故の修理を行うとき、航行区域、最大とう載人員、満載喫水線の位置等を変更するときに実施する検査。

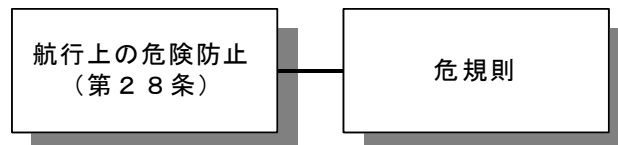
4. 臨時航行検査

船舶検査証書を持っていない船舶を、臨時に航行させるときに行う検査。

● 船舶の施設



● 航行上の危険防止



改正時期	改正概要
1933(S 8). 3. 15	船舶安全法制定 (1934 (S9) . 3. 1施行)
1952(S27). 6. 10	1948SOLASに対応、船舶検査官を規定
1973(S48). 9. 14	小型船舶の検査実施、JCI設置、検査合理化制度整備
1991(H 3). 5. 15	GMDSS導入
1993(H 5). 5. 21	小型船舶の定義変更 [12m未満→20GT未満]
1997(H 9). 6. 11	船舶検査証書の有効期間の延長 (4年→5年)
2003(H15). 6. 18	登録検査機関 (R0) の導入

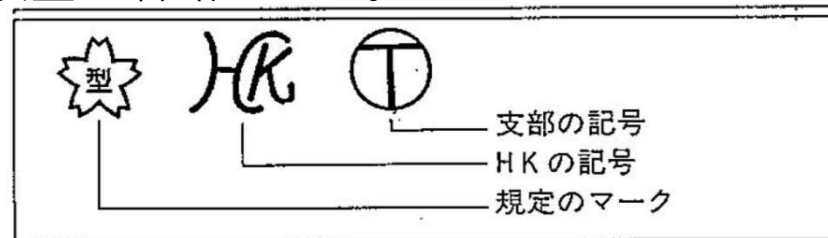
船舶に備え付けられる船用品（法定備品）の検査

- 予備検査〔船舶安全法第6条第3項〕
船用品を備え付ける船舶が特定される前に行われる検査。



予備検査の合格マーク（関東運輸局東京運輸支局の例）

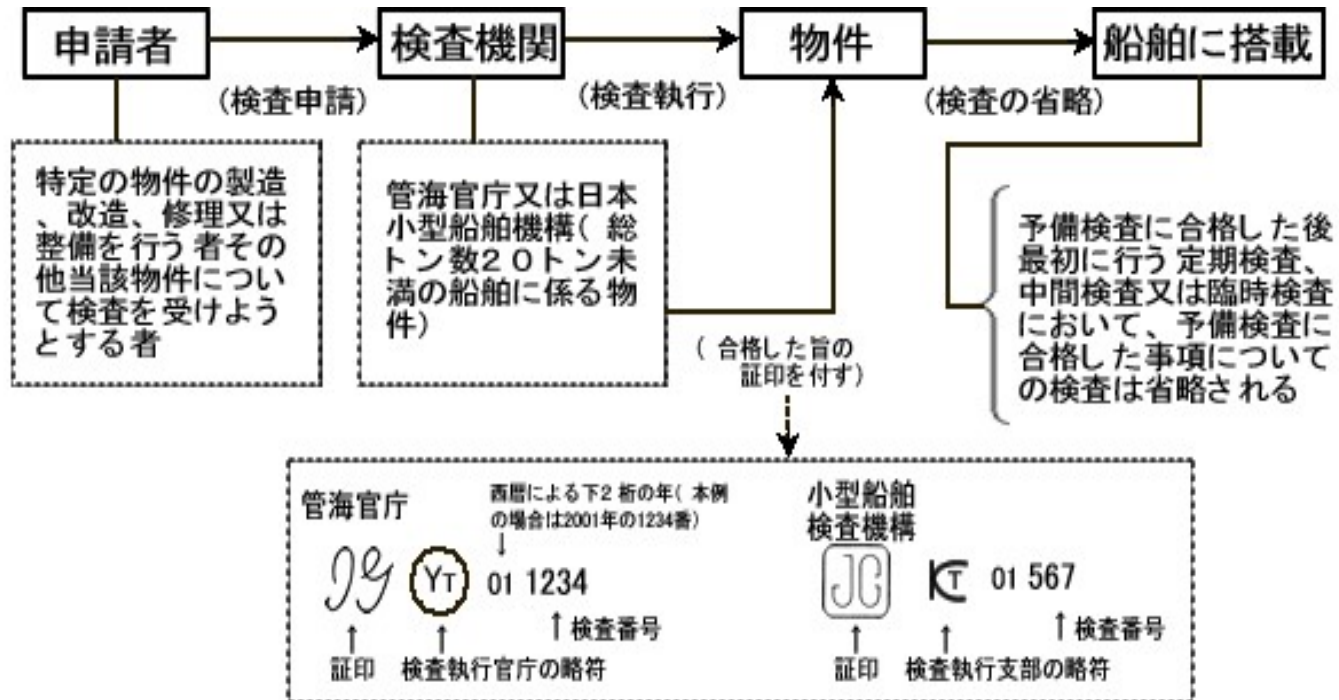
- 型式承認・検定〔船舶安全法第6条の4〕
型式承認を受けた船舶・船用品を製造し、登録検定機関（HK）又は小型船舶検査機構（JCI）の検定に合格したときは、定期的検査（特別検査を除く）及び製造中検査は省略される。

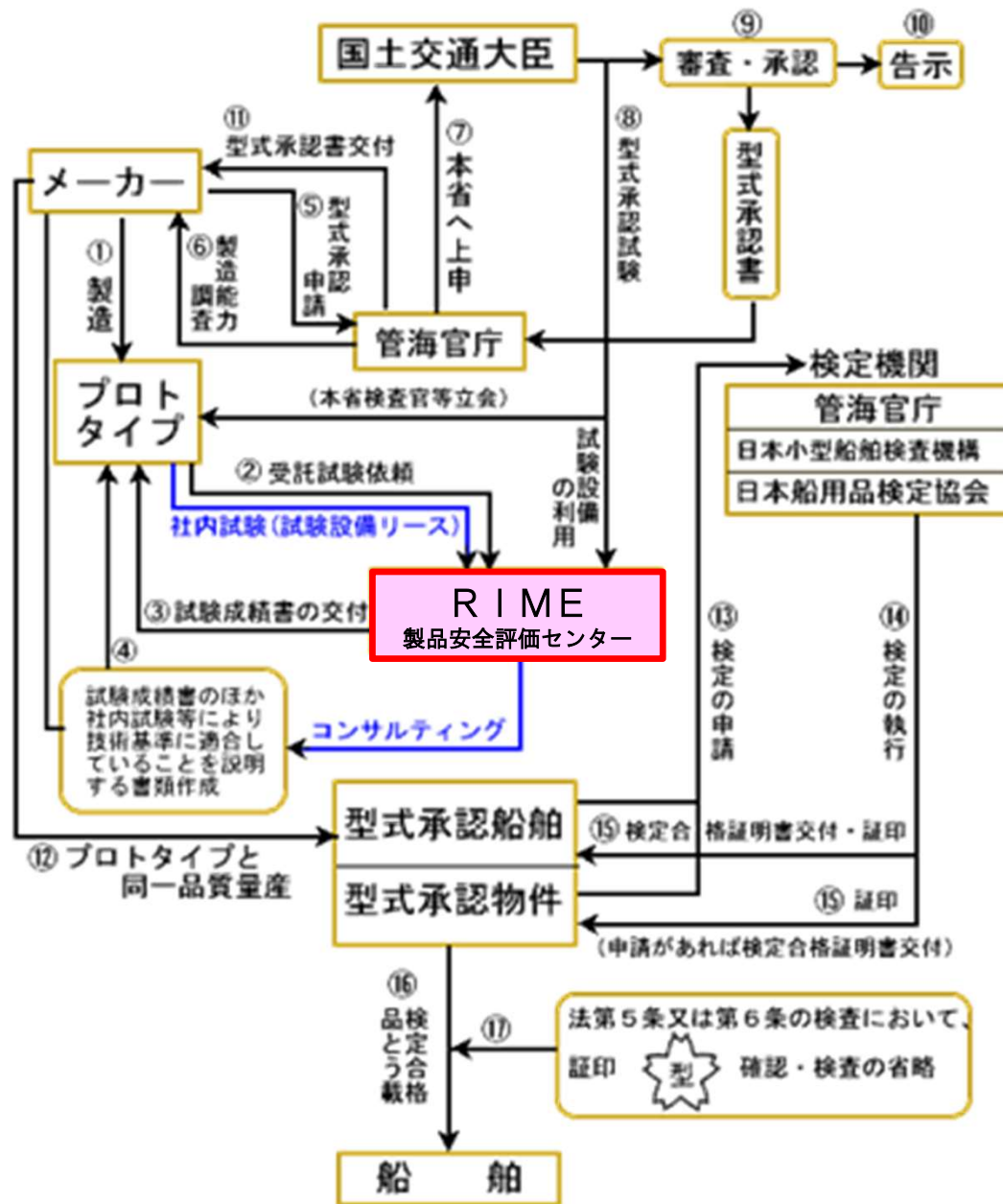


検定合格マークの例（HK東京支部の例）

- 製造認定事業場〔第6条の2〕
船舶・船用品にかかわる製造・改造・修理工事的能力について国土交通大臣の認定を受けた事業者が、当該認定にかかわる工事を行い、国土交通省令・農林水産省令の規定に適合して行われたことを確認された場合は、定期的検査（特別検査を除く）及び製造中検査は省略される。

予備検査制度





<船舶安全法関係>

- (5) 不燃性材料
- (6) 防火戸、防火窓、防火ダンパー
- (7) 火災の危険の少ない家具及び備品
- (12) 表面仕上材
- (13) 甲板及び隔壁の仕切り（遮音材）
- (21) 救命艇
- (22) 救命いかだ
- (25) 救命浮環
- (27) 救命胴衣
- (29) 小型船舶用救命クッション
- (31) イマーション・スーツ
- (41) 救命索発射器
- (45) 自己点火灯
- (46) 自己発煙信号
- (48) 落下傘付信号
- (49) 火せん
- (50) 信号紅炎
- (51) 発煙浮信号
- (52) E P I R B
- (54) レーダー・トランスポンダー
- (55) 持運び式双方向無線電話装置

- (63) 消火ポンプ
- (65) 消火ホース
- (66) ノズル
- (71) 消火器
- (80) 船灯
- (83) 汽笛
- (84) 号鐘
- (86) 電子海図情報表示装置
- (87) ナブテックス受信機
- (89) 航海用レーダー
- (92) 自動衝突予防援助装置
- (95) ジャイロコンパス
- (99) 衛星航法装置
- (103) 船舶自動識別装置
- (115) 作業用救命衣

<海防法関係>

- (1) 油水分離器
- (10) ふん尿等浄化装置
- (15) 船舶発生油等焼却設備
- (17) オイルフェンス
- (18) 油処理剤
- (19) 油吸着材

